

○岩国市議会議員政治倫理条例 逐条解説

（前文）

議会議員は、地域住民が直接選挙することにより、地方公共団体の住民を代表する地位にあるとされる。

このことは、住民からの信任の下で議員が選出されることにより、住民の意思をできるだけ自治行政に反映させることが可能となる地方行政の在り方に通ずるものである。

今後、市政が発展するためには、議会と執行機関が、それぞれの役割を尊重し、高い見識の下で相互関係を構築することが必須であり、そのためには、議員各々が強い使命感と倫理感を併せ持つことが求められることから、ここに、岩国市議会の総意の下、この条例を制定する。

【解説】第1条では、条例制定の目的を明らかにしています。

（目的）

第1条 この条例は、岩国市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として、市政に対する市民の負託に応えるため、政治倫理に関する規律の基本となる事項等を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な議会の実現を目指すことを目的とする。

【解説】第2条では、第1条の目的を達成するための議員の責務について定めています。

（議員の責務）

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑念を持たれたときは、自ら誠実な態度及び責任をもって疑惑の解明に当たるとともに、その事実関係を明らかにしなければならない。

【解説】第3条では、議員が遵守すべき政治倫理基準について定めています。

地方自治法による議員の懲罰においては、原則として、本会議、委員会における議員の秩序違反行為が対象となりますが、政治倫理に関する条例においては、議員のプライベートを含む政治倫理基準の違反行為が広く対象となります。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 市民全体の代表者として、社会規範に反し、市民の信頼を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 市が行う許可若しくは認可の諾否又は請負その他の契約の締結に際し、特定の企業、団体等に有利な取り計らい又は妨害、排除等の働き掛けをしないこと。
- （3） 政治活動に関し、個人、企業、団体等から、法令違反となる寄附を受けないこと。とし、議員の後援団体についても、同様に措置すること。
- （4） 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、

法令違反となる金品を授受しないこと。

- (5) 市職員の採用、昇格又は人事異動に関しての推薦、紹介その他その地位を利用した不当な影響力の行使をしないこと。
- (6) その地位を利用して、パワーハラスメント等の威圧的な言動、過剰な要求その他ハラスメントによる人権を侵害する行為をしないこと。
- (7) ウェブサイト等において行う情報発信において、個人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないこと。

【解説】第4条では、議員に政治倫理基準の遵守義務違反の疑いがあるときに、市民又は議員からの調査請求の手続について定め、市民にあっては議員の選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署を求めています。岩国市の有権者は約10万6千人なので、議員の選挙権を有する者の50分の1以上は、約2,120人となります。次に、議員にあっては議員定数の2分の1（14人）以上の者の連署を求めています。これは通常、会議を開き得る定足数と同じ人数要件となります。

（調査請求の手続）

- 第4条 議員が前条に規定する政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反する疑いがあると認めるときは、市民にあっては議員の選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては議員定数の2分の1以上の者の連署をもって、それぞれの代表者（以下「請求代表者」という。）から、議長に対し、議員の政治倫理基準に違反する行為の存否に関する調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。この場合において、請求代表者は、調査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）の氏名並びに調査請求の対象となる具体的な内容及び該当する政治倫理基準を記載した調査請求書に、対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付し、議長に提出しなければならない。
- 2 議長は、前項に規定する調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書類について確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者にその補正を命ずることができる。
 - 3 議長は、調査請求が第1項に規定する要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項に規定する補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。
 - 4 第1項の議員の選挙権を有する者とは、調査請求をする日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定により本市の選挙人名簿に登録されている者とする。

【解説】第5条では、市民又は議員から調査請求がなされたときに、議会運営委員会に遵守義務に違反する行為の存否及び必要な措置について審査を付託すること、及び必要な措置の具体的な内容（①議場における議長の注意、②議場における謝罪文の朗読、③議員辞職勧告）を定めています。なお、懲罰の場合の措置は、①戒告、②陳謝、③出席停止、④除名となっています。

（遵守義務違反の審査等）

- 第5条 議長は、前条第2項に規定する確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、

期限を付して当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を議会運営委員会（以下「委員会」という。）に付託する。

- 2 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否及び必要な措置について審査する。
- 3 委員会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 委員会は、政治倫理基準に違反する行為があると決したときは、対象議員に対して、次に掲げるいずれかの措置を講ずることを決定し、その審査結果を議長に報告する。ただし、2以上の措置を併せて講ずるよう決することを妨げない。
 - （１） 議場における議長の注意
 - （２） 議場における謝罪文の朗読
 - （３） 議員辞職勧告

【解説】第6条では、調査請求の対象となる議員の協力義務について定めています。

（対象議員の協力義務）

第6条 対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席を求められたときは、これに従わなければならない。

- 2 委員会の委員長は、対象議員が前項の要求を拒否したとき、又は虚偽の資料の提出若しくは陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。

【解説】第7条では、議会運営委員会の審査が終了したのち、本会議において、委員長報告をなし、その審査結果を会議に諮ることを定めています。

（審査結果の措置等）

第7条 議長は、委員会が審査事案の審査を終了したときは、その審査結果を会議に諮らなければならない。

- 2 議会は、前項の規定による議決に際しては、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 議長は、第1項の規定による議決をした日から14日以内に、当該審査事案の調査請求をした請求代表者に議決結果を通知する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。